

## 会 議 結 果

会 議 名	第5回西尾市一般廃棄物中間処理施設整備運営事業者選定委員会
日 時	令和6年11月15日（金）午後2時00分～午後3時45分
場 所	西尾市クリーンセンター 研修室
委 員	稲垣 隆司（委員長）、小口 達夫（副委員長）、小島 義弘、杉戸 厚吉、加藤 元、高須 耕、大熊 隆之
出 席 者	<p><b>【事務局】</b> 環境業務課（深谷課長、手嶋主幹、古居課長補佐、中村主任主査、小池主査、細尾主査）</p> <p><b>【広域ごみ処理施設整備事業に係る発注支援業務受託事業者】</b> 八千代エンジニアリング株式会社（4名）</p> <p><b>【同席者】</b> 岡崎市ごみ対策課及び清掃施設課（5名） 幸田町環境課（2名）</p>
議 題 等	下記のとおり
結 果 等	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）事業者募集書類について</p> <p>・質疑応答及び意見</p> <p>（委員）資料1-2のP8の入札に関するスケジュールに、資料2のP3にある非価格要素審査に係る質問事項への回答期限（令和7年9月11日）が記載されていない。</p> <p>（事務局）応募者にはメール等で通知する予定です。</p> <p>（委員）一般の方が見たときに、委員会ではどんなスケジュールで回答をもらい審議していたかが分かっても問題ないので、追加していただきたい。</p> <p>（事務局）追加します。</p> <p>（委員）資料1-2添付資料5のP10、運営事業に係る本市内雇用者給与について、従業員の転居などもあるかと思うが、事業期間中ずっと達成状況を確認するのか。</p> <p>（事務局）そのとおりです。</p> <p>（委員）減額措置の規定が20年間ずっとというのは、厳しいのではないか。</p> <p>（事務局）本市に施設を建てる関係上、地域住民を雇用してもらいたいというのが趣旨です。</p> <p>（委員）原則などとして、やむを得ない事由が発生した場合は協議としてはどうか。</p> <p>（委員）ある程度期間を短くしてはどうか。</p> <p>（事務局）市の税込等を考えたとき、施設がある間はお願いしたいと考えています。</p> <p>（委員）資料1-2のP19、応募資格を緩和したとのことだが、何をどう緩和したのか。</p>

(事務局) (ウ)運營業務を行う者の要件ですが、実施方針を公表した際に「1者で全て賄うのは苦しい」という意見がありましたので、なお書きを追加し、1者で全て満たせなくても複数者で満たせばよいものとなりました。

(委員) 資料 1-2 の P25、焼却主灰の資源化について、委員会メンバーは何故岡崎市中心クリーンセンターで溶融処理できるのか背景を知っているの理解できるが、経緯を知らない人はこの文章だけでは分からないのではないかと。最初 2 行を削除して文章を簡潔にするか、最初 2 行を残す場合はもう少し現状の説明を加えてはどうか。

(事務局) 岡崎市と調整して修正します。

(事務局) 岡崎市で処理する場合、岡崎市が処理業者となり、西尾市と運営事業者と三者契約を結ぶのか。

(事務局) そのように想定しています。

(委員) 岡崎市八帖クリーンセンターの場合は同じ市だからよいが、今回の場合は別事業者となる。廃掃法上、問題ないか。

(事務局) 西尾市から発生する一般廃棄物である主灰を岡崎市で処理してもらう場合は、廃掃法に規定されている手続を踏めば、特に問題ありません。

(委員) 資料 1-8 の P199、解体跡地のどこにリサイクル施設を建てるか書いておかないと、見学者動線を描くのに困らないか。

(事務局) 新リサイクル施設の整備予定地は、現焼却棟の解体跡地としています。

(委員) 資料 1-4 の表 1、算出式で配点が決まる項目は、我々委員が評価しなくてよいという理解でよいか。

(事務局) そのとおりです。定量的に算出できる項目を 3 つ設けています。

(委員) No. 18 エネルギー回収能力は、CO<sub>2</sub> 排出量など具体的な数値で回答してもらおうが、定量的評価は難しいのか。

(事務局) 市としても、定量的評価項目を増やしたかったのですが、算出式を組むのが難しく、結果的に定量的評価にできたのが 3 項目のみでした。

(委員) エネルギー回収能力は、難しいと判断したのか。

(事務局) はい。エネルギー回収能力については、ごみ質・ごみ量の変動したとき、どれ位売電量を落とさずやれるかななどを、1 つの数式にするのが難しかったです。定量ではなく定性で評価していただきたいです。

(委員) 確かに情報が多いから一義的に決めるのが難しいかもしれないが、比較ができるのかと思ってしまった。検討できるならば検討していただきたい。

(委員) 提案余剰電力量とは、応募者がどういう風に提案するのか聞きたい。

(事務局) タービンの設計の考え方、運転の考え方、実績をもとに提案してもらいます。

(委員) ごみ質は実績か。低質ごみは何トン、というようになるのか。

(事務局) 実績は、年間を通して測定したごみ質の平均値をもって評価することを考えています。

(委員) 入札時には高めの数値を書いた方が有利になるが、実際に運営するときは、低めの数値を書いた方がインセンティブになる。応募者がその辺りのバランスをどう取ってくるかを見たい、ということか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 資料 1-2 添付資料 5 の P3、運転停止型減額措置について、ここに該当するのは小規模火災など不測の事態での停止かと思うが、その理解でよいか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 事業者としては、事業者が責を負わないような部分を含めたリスクを負わないといけないとも読めるので、条件が少し厳しく感じる。リスクが処理費用にも反映され、コストが嵩む可能性もある。事業者のリスクの取り方がだいぶ厳しくなるのではないか。

(事務局) 本市では、ピットでの受入れが不能となった事例は、記憶している限りありません。ピットは 7 日分の容量を確保しており、1 日、2 日の故障で受入れができなくなるほどピット容量は少なくありません。ごみ処理施設は、市民生活の基盤であり、安全安心で安定的に 20 年間運営してもらうのが大前提ですので、このような措置を設けています。

(委員) 受入れできなくなることがないよう、きちんと運営してもらわないといけない。どうしてもだめな場合は、岡崎市で処理してもらうことも可能なのか。

(委員) 受入量による。余力の範疇でやれると思う。

(事務局) 全国的な事例をみても、ごみピットで受入れられず、他の処理場に委託するような事例は、物凄くまれです。

(委員) このような減額措置は、一般的か。

(事務局) はい。受入停止しただけでもペナルティという事例もあります。

(委員) 運営事業者に、それ位の覚悟を持ってやりなさい、ということを書きたいのか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 資料 1-3 の P3、④の「計画ごみ量及びごみ質等の条件が、契約時と著しく異なった場合には、両者で協議する」としていることの意味は何か。行政としては、ごみ減量を進め、ごみの分別方法が変更することもあり得るので、この「著しく」という表現が行政に影響を及ぼすのではないかと心配している。

(委員) 2 市 1 町の分別方法は、一緒なのか。

(委員) 異なっている。この先 20 年間の事業期間を踏まえると、分別・減量施策も当然変わっていく。

(事務局) 各市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画ごみ量・ごみ質を決めていますので、基本的には提案余剰電力量の算出表の中に収まると想定していますが、不測の事態が発生したことを念頭に置いて、こちらの記述を入れています。

(委員) 著しいというのは、6,100kJ/kg と 12,400kJ/kg を越えた場合ということか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 資料 1-2 添付資料 5 の P1、(1)のなお書きがある意図は何か。モニタリングの趣旨に関する話のなかで、解除権の行使という違う内容が急に出てくる。

(事務局) 改めて回答させていただきます。

(委員) 評価項目 No. 17 景観対策について、資料 1-6 の提案内容の例示に、前面道路からの距離を確保した提案と建屋高さを抑えた提案があるが、限られた敷地の中で前面道路との境界線から後退させると、逆に延べ床面積を確保するために結果的に建物が高くなることも考えられないか。また、圧迫感というのは、どの視点から見た圧迫感か。前面だけでなく、裏側を含む周辺からの視点はどうか。

(事務局) 圧迫感は、須美川を挟んだ北側の集落から見たものを想定しています。そこからの圧迫感をなるべく無くしたく、評価項目としています。あと、新施設を建てたあと、既設を壊して新リサイクル棟を建てたとしても、新焼却棟に比べて建屋は低くなるため、そちらは想定していません。

(委員) リサイクル棟ができた反対側は、山ばかりである。

(事務局) 平地に建てる場合は、周囲の状況から建設位置を決めることができますが、この施設ではそれができませんので、より一層重視したい点となっています。

(委員) 資料 1-8 の P23、(4)排水対策について、プラント排水は無放流方式とするとしていて、可能な限り場内で再利用となっている。放流しないならば、全部場内処理ではないのか。可能な限りとあると、他のことをやるのかと思ってしまう。

(事務局) 修正します。

(委員) 資料 1-9 の P21、排ガスの測定頻度は 6 回/年となっているが、大気汚染防止法上、年 6 回、2 月に 1 回、どちらで書いてあるか調べてほしい。

(事務局) 確認します。

## (2) 詳細な審査の進め方について

### ・質疑応答及び意見

(委員) P2 の② 1)について、整数で評価しないといけないが、小数点以下は四捨五入するのか、それとも割合でやるのか。

(事務局) 四捨五入とします。

(委員) 運転を効率良くやれるようになると、人員が要らなくなる。この場合はどうするのか。

(事務局) それを想定して、地元雇用の金額ではなく率としています。

(委員) 採点シートは、電子データで送ってもらえるのか。

(事務局) はい。電子データを送付予定です。

(委員) P2 の② 3)のなお書きについて、いつの時点の燃料費を基に算出したのか。ここ数年で大きく変動があり、いつの時点で計算するかでだいぶ変わる。

(事務局) 2023 年の年末頃です。

(委員) 20 年間変動しないという条件で算出しているのか。

(事務局) 事業者からの見積りを基にしており、物価変動は考慮していません。

(委員) コスト変動指数を計算するのに 1,000 で割っているのは、千円単位の数値をそのまま変動指数にしたという意味合いか。コスト変動指数の算出式において、電気料金は 0.5 倍しているが、これは電気を使う方がコスト変動は小さいから、この評価を半分になっているという理解でよいか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 今後は何とも言えない気もするが、その辺はどうか。

(事務局) 今後は当然、世界中のエネルギー需要の状況によっては変動があるかと思いますが、資料のとおり、電力の振れ幅が他と比べて小さいので、電気だけ 0.5 倍しています。

(委員) コスト変動指数で 500,000 の差が付く毎に 1 点減とのことだが、どれ位の差が付くかシミュレーションはしたか。

(事務局) 副生成物資源化の分も計算に含めますので、そこまで差は付かないと考えています。

(委員) 発電した分は差し引くのか。

(事務局) 差し引きません。あくまで買電した分です。

(委員) ストーカ式焼却炉と熔融炉では、全然違う。ストーカ炉で外部処理するときの電気料も計算するのか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 資料 1-6 の No. 25 コスト変動対応の提案内容例示に、バイオマスコークスの採用について記述があるが、バイオマスコークスを使用するとコストが下がるのか。

(事務局) バイオマスコークスの方がコストは高くなります。

(委員) CO<sub>2</sub>ではなくコストの話なので、ここに例として挙げるのはあまり良くないと思う。

(事務局) 修正します。

(委員) No. 16 公害防止の対応の評価の視点が、「考え方等の考え方」となっている。

(事務局) 修正します。

### 3 その他

なし